

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

【フォローアップ計画】

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
資 本 的 収 入	1. 企業債	65	126	28	111	63	219	278	111	187	119	201	92	80	103	90
	2. 他会計出資金															
	3. 他会計補助金	138	150	94	104	143	204	204	197	196	200	202	204	228	185	38
	4. 他会計負担金															
	5. 他会計借入金															
	6. 国(都道府県)補助金	70	111				25	13			5					
	7. 固定資産売却代金															
	8. 工事負担金	1	1	1			2	2	1		1	1	1	1	1	1
	9. その他															
	計 (A)	274	388	123	215	206	450	497	309	383	325	404	297	309	289	129
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)															
	純 計 (A)-(B) (C)	274	388	123	215	206	450	497	309	383	325	404	297	309	289	129
	1. 建設改良費	157	266	2		1	142	126		8	10	3		2		
	うち職員給与費	16	15				4	5		3	4					
	2. 企業債償還金	117	133	171	251	205	354	419	347	432	353	450	335	339	350	354
3. 他会計長期借入返還金																
4. 他会計への支出金																
5. その他																
計 (D)	274	399	173	251	206	496	545	347	440	363	453	335	341	350	354	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			11	50	36		46	48	38	57	38	49	38	32	61	225
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金		11	50	36		46	48	38	57	38	49	38	32	61	128
	2. 利益剰余金処分量															
	3. 繰越工事資金															
	4. その他															
計 (F)		11	50	36		46	48	38	57	38	49	38	32	61	128	
補てん財源不足額 (E)-(F)																97
積 立 金 現 在 高	企 業 債 現 在 高	5,225	5,197	5,054	4,914	4,772	7,670	7,670	7,434	7,425	7,200	7,176	6,957	6,918	6,710	6,654
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	5,225	5,197	5,054	4,914	4,772	7,670	7,670	7,434	7,425	7,200	7,176	6,957	6,918	6,710	6,654
	うちその他に係るもの															

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
収 益 的 収 支 分	150	146	149	147	140	220	220	200	208	191	219	185	175	179	396	
	うち基準内繰入金	17	7	5	45	140	220	220	200	208	191	219	185	175	179	396
	うち基準外繰入金	133	139	144	102											
	うち料金収入に計上すべき繰入等															
	うち赤字補てん的なもの	133	139	144	102											
資 本 的 収 支 分	138	150	94	104	143	204	204	197	196	200	242	204	228	185	38	
	うち基準内繰入金	52	54	53	52	56	83	68	65	65	53	61	18	18	18	
	うち基準外繰入金	86	96	41	52	87	121	136	132	131	147	141	186	210	167	20
	うち赤字補てん的なもの	86	96	41	52	87	121	136	132	131	147	141	186	210	167	20

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

【フォローアップ用計画】

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成○年度 (計画初年度)	平成○年度 (計画第2年度)	平成○年度 (計画第3年度)	平成○年度 (計画第4年度)	平成○年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		268	267	275	216	221					
	(1) 営 業 収 益 (B)		72	74	78	68	68					
	ア 料 金 収 入		72	74	75	68	68					
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	3	0	0					
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0					
	(2) 営 業 外 収 益		196	193	197	148	153					
	ア 他 会 計 繰 入 金		196	193	197	148	153					
	イ そ の 他		0	0	0	0	0					
	2 総 費 用 (D)		176	162	153	143	131					
	(1) 営 業 費 用		77	65	60	52	44					
	ア 職 員 給 与 費		15	16	6	52	9					
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	7	0					
	イ そ の 他		62	49	54	0	35					
	(2) 営 業 外 費 用		99	97	93	91	87					
	ア 支 払 利 息		99	97	93	91	87					
雨 水 分 利 息												
汚 水 分 利 息		99	97	93	91	87						
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0						
イ そ の 他		0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		92	105	122	73	90						
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		62	40	40	75	76					
	(1) 地 方 債		23	10	15	69	68					
	(2) 他 会 計 補 助 金		5	10	0	0	0					
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		26	12	17	0	0					
	(6) 工 事 負 担 金		7	7	2	1	4					
	(7) そ の 他		1	1	6	5	4					
	2 資 本 的 支 出 (G)		149	139	162	147	148					
	(1) 建 設 改 良 費		56	29	39	1	1					
	ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0					
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		93	110	123	146	147					
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0					
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0					
	(5) そ の 他		0	0	0	0	0					
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-87	-99	-122	-72	-72						

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

【フォローアップ用計画】

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5	6	0	1	18					
積 立 金 (K)	5	4	1	1	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		0	1	0	0					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		0	0	0	0					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	2	0	0	18					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		2								
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	0	0	0	18					
	赤 字 (Q)	0	0	0	0					
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99.6	98.2	99.6	74.7	79.5					
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	72	74	75	68	68					
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	3,382	3,306	3,197	3,119	3,040					
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,382	3,306	3,197	3,119	3,040					
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	196	193	197	148	153					
うち基準内繰入金	48	49	49	68	37					
うち基準外繰入金	148	144	148	80	116					
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0					
うち赤字補てん的なもの	148	144	148	80	115					
資 本 的 収 支 分	5	15	0	0	0					
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0					
うち基準外繰入金	5	15	0	0	0					
うち赤字補てん的なもの	5	15	0	0	0					

(3) 経営指標等

【フォローアップ用計画】

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)						
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
料金回収率 [※]	(%)	30.0	26.5	26.3	25.8	31.6	31.3	28.0	35.8	31.7	35.9	31.9	35.9	32.8	35.9		
総収支比率(法適用)	(%)	70.0	70.2	68.5	67.7	66.4	65.4	69.1	66.0	69.3	66.5	75.0	65.8	68.6	69.4		
経常収支比率(法適用)	(%)	70.0	70.2	68.5	67.7	66.4	65.4	69.1	66.0	69.3	66.5	75.0	65.8	68.6	69.4		
営業収支比率(法適用)	(%)	46.3	49.3	44.0	42.3	43.1	44.1	47.3	49.3	50.3	50.5	50.7	50.1	52.9	56.0		
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	112.9	217.2	342.7	465.6	585.6	475.3	450.3	526.1	506.6	628.8	594.9	733.2	669.8	744.1		
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	99.6	98.2	99.6	74.7	79.5	=	-	=	-	=	-	=	-	=		
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	=	-	=	-	=	-	=	-	=		
繰入金比率	収益的収入分	(%)	52.1	49.3	61.3	58.6	49.5	51.9	51.9	50.4	51.5	48.8	47.5	47.6	43.4	49.2	91.2
	うち基準内繰入金	(%)	5.9	2.4	2.1	17.9	49.5	51.9	51.9	50.4	51.5	48.8	47.5	47.6	43.4	49.2	91.2
	うち基準外繰入金	(%)	46.2	47.0	59.3	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	46.2	47.0	59.3	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	47.9	50.7	38.7	41.4	50.5	48.1	48.1	49.6	48.5	51.2	52.5	52.4	56.6	50.8	8.8
	うち基準内繰入金	(%)	18.1	18.2	21.8	20.7	19.8	19.6	16.0	16.4	16.1	13.6	13.2	4.6	4.5	4.9	4.1
	うち基準外繰入金	(%)	29.9	32.4	16.9	20.7	30.7	28.5	32.1	33.2	32.4	37.6	30.6	47.8	52.1	45.9	4.6
	うち赤字補てん的なもの	(%)	29.9	32.4	16.9	20.7	30.7	28.5	32.1	33.2	32.4	37.6	30.6	47.8	52.1	45.9	4.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価^{※1} / 給水原価^{※2} × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

【フォローアップ用計画】

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>平成20年度及びに料金改定を行い、平成23年度にも料金改定を行なう予定。</p> <p>現状基本料金 3,150円+人数割1人当たり315円 20年度改定基本料金3,600円 3,450円+人数割1人当たり360円(前年度比14.28%) 345円(前年度比9.52%)23百万増収 15百万増収 23年度改定基本料金4,000円+人数割400円(前年比11.11%) (前年比14.28%)43百万円増収 32百万円増収 人口の自然減により3年で百万円の収入が減少する見込み。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在下水道会計は元利償還金相当額を一般会計から繰り入れをせざるを得ない状況である。しかしながら、下水道の普及率も100%となり、今後大規模投資がないことから繰入金は減少するが、平成21、22年度繰入金は計画より増となる。また基準外繰り入れについては、平成20年度、平成23年度の料金改定により減少する。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成21年度管渠布設工事を予定し、その後の資本投資は凍結する予定。事業費約10百万円資産売却は予定なし。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>なし。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

【フォローアップ用計画】

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>課題①当町のような人口の少ない町村では総収支比率が低い。人件費は特に支出上からウエイトを占める割合が高いため職員数は出来るだけスリムにする必要がある。町全体の職員数としては平成18年度187人・平成19年度184人・平成20年度180人・平成21年度176人・平成22年度172人となっている。(第一次神河町行財政改革大綱より引用) 当下水道事業企業会計についても平成17年11月7日の合併以前から職員数は段階的に減少させている。後述V繰上げ償還に伴う経営改革促進効果参照。</p> <p>課題①すべて人事院勧告どおり実施している。地域手当19年1月より廃止。</p> <p>課題①町村会準則に基づき、県下12町と調整し行政職棒給表(二)を引用し、2級制にしており、昇格制度はない。なお、技能労務職員の給与の状況、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容公表を明示した取組方針の公表については、国の基準に準じた内容により、平成20年3月末までに行う。</p> <p>課題①定年退職、普通退職においては、特昇は実施していない。ただし、勸奨退職の場合、退職の日前3箇月以内について、特昇させることができるとしている。合併をして2年となりますが、まだまだ職員数が多い状況であり、適正な職員数にするため勸奨退職を積極的に募っている段階であり、それを促すため昨年、勸奨退職の場合のみにおいて特昇することを規定したばかりである。今後適正な職員数となったときは、廃止に向け取組む。</p> <p>課題①現在実施していない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>課題②例えば単純機器部品の交換、施設樹木の剪定、施設用地の草刈等企業職員でできる直営作業は当然のこと、下水道処理施設の維持管理費に大きなウエイトを占めている電力費の契約の見直し(実施済)下水道汚泥の減量化(汚泥濃縮槽での中間水排出による量の減量化実施済み)等維持管理費削減に努力している。また平成19年度をもって下水道料金徴収業務を地元管理組合より口座振替に移行し、管理手数料の削減・徴収業務の効率化を図っている。しかし4処理区(大河内・本村・大川原・川上処理区)においては移行業務を完了。していないので、早期に移行できるように努力する。処理場においては、処理場周りと場内の草刈など処理施設の維持管理についてもシルバー人材派遣会社などに委託し、歳出の削減を図っている。更に処理場運転について動力費削減への運転管理に努める。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

【フォローアップ用計画】

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>課題③平成20年度及び平成23年度に料金改定を行なう。平成20年度に料金改定を行った。 現状基本料金 3,150円+人数割1人当たり315円 20年度改定基本料金3,600円+人数割1人当たり360円(前年度比14.28%) 3,450円+人数割1人当たり345円 (前年度比9.52%) 更に23年度改定基本料金4,000円+人数割1人当たり400円(前年度比11.11%)(前年度比14.28%) これにより平成20年度には23百万円 15百万円(19年度ベースで考えて)平成23年度には43百万円-32百万円-20百万円の増収が見込める。 累積欠損金については、平成18年度末の累積欠損金666百万円 568百万円、平成19年度末916百万円 743百万円、累積欠損金比率も600.0%、497.1% 585.6%、450.3%(H19年度より旧大河内下水特別会計法適用)となっており、一時的に改善はするが、その後も増え続ける。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>町ホームページ、広報等により公表。</p> <p>第1次長期総合計画策定時に設定された指標等に基づく事業評価(行政評価システム)を構築し、PDCAサイクルによる行政評価を行い、次年度以降の予算編成の根拠として活用していく。最終的には、内部評価及び外部評価を導入し、住民が参画できるシステムの構築を図る。現状は評価業務をおこなっていないが、早期に着手する。</p>
<p>5 その他</p>	

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	企業会計は、独立採算制を目指すことから人件費は特に支出の上からウエイトを占める割合が高いので職員数は出来るだけスリムにする必要がある。平成17年11月7日の合併以前から旧神崎企業会計、旧大河内特別会計とも職員数は段階的に減少はさせている。具体的には平成13年度に水道下水道統合を図り（旧大河内特別会計は平成12年度）、平成14年・平成15年度・平成16年度で1名ずつ、旧大河内特別会計を企業会計へ移行した平成19年度においても更に1名減っている。更に今後の退職者（平成19年度1名）の補充はなしで人件費の圧縮を図るが、水道下水とも最低人員で業務を遂行しており、現状を維持する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営効率化については、旧大河内特別会計を平成19年度に法適化（一部適用）し、独立採算制をめざし収支の均衡をはかるよう努力している。また料金事務関係も全町民すべてが口座振替により管理手数料を削減できるよう今後とも努力する。繰越欠損金については会計上累積を重ねるが、平成20年度には 2-3百万円 15百万円（平成19年度ベースで考えて） 平成23年度には4-3百万円-3-2百万円-2-0百万円 の増収により緩和する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	建設にかかる費用が多くなった下水道事業において企業償還金も多大となっている。前にも述べたが当町は総収支比率が低く料金収入で維持管理費（施設運転費用と人件費）をまかなう程度の体力しかない。不本意ながら一般会計からの基準外の繰り入れを今後とも続けていくしか方法がない。しかし、今後大幅な建設の投資はなく減価償却費も減少し、料金改定による収入増が見込めるため基準外繰入金も減少する。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

